

# 土砂等の埋立て等には 許可が必要になります!

## みやき町土砂等の埋立て等による 土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例

令和3年4月1日施行

### 条例制定の目的

土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び崩落等による災害の発生を未然に防止するため、必要な規制を行うことにより、町民の生活環境の保全及び生活の安全に資することを目的として、この条例を制定しました。

### 条例について

500㎡以上(当該事業区域と一団と認められる区域で着手する日前1年以内に埋立て等が行われ、面積の合計が500㎡以上となるものを含む。)3,000㎡未満の埋立て等を行う場合、次のことに注意してください。

- ① 原則、町の許可が必要になります。
- ② 埋立て等にあたっては、構造基準を遵守しなければなりません。
- ③ 安全基準に適合しない、汚染された土壌を埋め立ててはいけません。
- ④ 条例の規定に違反した場合は罰則が科せられることがあります。

### 事業者等の責務

#### ◎土砂の埋立て等を行う方

汚染崩落等の発生を未然に防止するために必要な措置を講じなければなりません。また埋立て等を行う区域の周辺地域の住民の理解を得るよう努めなければなりません。

#### ◎土地を所有している方

土砂の埋立て等のために土地を提供しようとするときは、汚染崩落等の発生の恐れがないことを確認しなければなりません。また不適正な埋立て等が行われていることを知ったときは、速やかに町に通報しなければなりません。

#### ◎土砂を発生させる方

発生する土砂の量を抑制するよう努めなければなりません。また発生させた土砂の汚染の状況を確認し、土壌汚染のおそれのある土砂を排出しないよう努めなければなりません。

#### ◎土砂を運搬する方

運搬する土砂の汚染の状況を確認し、土壌汚染のおそれのある土砂を運搬しないよう努めなければなりません。

問い合わせ

みやき町 産業課  
TEL:0942-96-5534

●詳しくは、町ホームページをご覧ください。



みやき町 土砂等

検索

[https://www.town.miyaki.lg.jp/chosei/nochi/\\_4079.html](https://www.town.miyaki.lg.jp/chosei/nochi/_4079.html)

# 土砂の埋立て・盛土・たい積

